

令和5年第3回教育委員会臨時会次第

開催日時 令和5年5月30日(火) 午後2時から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議題

- (1) 議案に対する意見について
- (2) 春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則について

議題 1 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるもの。



5 春総第80037号

令和5年5月24日

春日井市教育委員会 様

春日井市長 石 黒 直 樹



議案に対する意見について

令和5年第3回春日井市議会定例会に次の議案の提出を予定しているので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

連絡先 総務部総務課 行政担当 下方、土屋、長山

電話 (0568) 85-6068

1 春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 外国人の生活保護に関する事務を個人番号を利用することができる事務とするとともに、必要な限度で特定個人情報の利用を可能とするもの
(別表第1—別表第3関係)
- 2 施行日 公布の日

春日井市個人情報番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

現 行		改正案	
別表第3（第5条関係）		別表第3（第5条関係）	
情報照会機関 1 教育委員会	事務 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	情報提供機関 市長	特定個人情報 生活保護関係情報、外国人保護関係情報は中国残留邦人等支援関係であって規則で定めるもの
情報照会機関 2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じて外国人に対して行う事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

議題2 春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する 規則について

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正により、教育委員会の学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務において、外国人保護関係情報であって規則で定める特定個人情報の提供を受けることができるようになることに伴い、規則で定める特定個人情報を規定するもの。

春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正 する規則

春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則（平成27年春日井市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「廃止に関する情報」の次に「、生活保護法第19条第1項、同法第24条第1項若しくは同条第9項、同法第25条第1項若しくは同条第2項又は同法第26条の規定に準じて外国人に対して行う保護の実施、保護の開始若しくは保護の変更、職権による保護の開始若しくは職権による保護の変更又は保護の停止若しくは廃止事務に関する情報」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

春日井市教育委員会特定個人情報提供に関する規則

現 行	改正案
(趣旨) 第1条 この規則は、春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年春日井市条例第44号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （条例別表第3に定める事務及び特定個人情報） 第2条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の治療のための医療に要する費用について必要な援助の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支給給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支給給付の支給の実施に関する情報とする。 （雑則）	(趣旨) 第1条 この規則は、春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年春日井市条例第44号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （条例別表第3に定める事務及び特定個人情報） 第2条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の治療のための医療に要する費用について必要な援助の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、生活保護法第19条第1項、同法第24条第1項若しくは同条第9項、同法第25条第1項若しくは同条第2項又は同法第26条の規定に準じて外国人に対して行う保護の実施、保護の開始若しくは保護の変更、職権による保護の開始若しくは職権による保護の変更又は保護の停止若しくは廃止事務に関する情報及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支給給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支給給付の支給の実施に関する情報とする。 （雑則）

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則 この規則は、平成28年1月1日から施行する。	第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
--	--